

英語法助動詞の意味変化のメカニズム

中　野　弘　三

0. はじめに

本来「本動詞」であった英語法助動詞が「助動詞」へ発達したいわゆる「文法化」(grammaticalization)という統語的変化は、法助動詞の意味の変化に起因していることは疑問の余地のないところである。この法助動詞の意味変化を説明する最近の有力な説に、その意味変化を引き起こしたのは、法助動詞の意味の1)一般化(generalization), 2)メタファー的拡張(metaphorical extension), 3)語用論的強化(pragmatic strengthening)といった要因によるとするTraugott, Bybee, Pagliucaなどの説がある。本稿では、このような要因分析が指摘する意味変化の現象は、法助動詞単独で捉えるのではなく、法助動詞を含む文、特にその文の発話の意味構造の中で捉えることによって、より体系的に、より理論的に説明できることを論じる。

1. 意味変化に関する最近の研究

Traugott (1982, 1986, 1988, 1989) は語の意味変化には次のような傾向が存在することを指摘している。

- (1) Over time, meanings tend to come to refer less to objective situations and more to subjective ones (including speaker point of view), less to the described situation and more to the discourse situation. [Traugott 1986, p. 540]
- (2) Tendency I : Meanings based in the external described situation > meanings based in the internal (evaluative/perceptual/cognitive) described situation.

Tendency II : Meanings based in the external or internal described situation > meanings based in the textual and metalinguistic situation.

Tendency III : Meanings tend to become increasingly based in the speaker's subjective belief/attitude toward the proposition. [Traugott 1989, pp. 34-35]

- (3) propositional > (textual) > (expressive)

(1)～(3)にみるように、Traugott は「語の意味は客観的状況より主観的状況を、また外的な状況(described situation)より談話的な状況(discourse situation)を表すようになる傾向がある」,

また「語は外的状況を表す意味から内的（心理的）状況を表す意味を発達させ（傾向Ⅰ），さらに談話構成的ないしはメタ言語的状況を表す意味を発達させ（傾向Ⅱ），最後には命題に対する話者の主観的信念ないしは態度を表す意味を発達させる（傾向Ⅲ），すなわち，命題的(propositional)な意味から，談話構成的(textual)な意味，さらには主観的(expressive)な意味を発達させる」という意味変化の傾向を指摘している。例えば，(4)に示した while は古英語では「時」を表す名詞として用いられていたのが，中英語期には「～の間」という接続詞の用法，すなわち textual な意味を発達させ，さらに現代英語では although という讓歩を表す接続詞の用法，すなわち主観的(expressive)な意味を発達させていることを指摘している。

(4) while : OE a hwile /se 'at the time that' > ME while 'during' > PDE while 'although'
Traugott その他の人々はこのような意味変化の傾向を生む原因として，(5)に示した「メタファー的拡張」または「語用論的強化」というものを挙げている。

(5) 傾向Ⅰの生じる原因：メタファー的拡張

傾向Ⅱの生じる原因：メタファー的拡張

傾向Ⅲの生じる原因：メタファー的拡張，または語用論的強化

(注) 語用論的強化=会話的含意の慣用化 (conventionalizing of conversational implicature)

「メタファー的拡張」とは意味変化に一般に見られる語の意味の比喩的拡張である。また，「語用論的強化」とは会話的含意が慣用化し，語の意味として定着することを言う。例えば，傾向Ⅲの変化を遂げて生じたと考えられる法表現(法助動詞，法副詞)の認識的法性の発達に関して，Bybee and Pagliuca や Sweetser は(6)，(7)に見るように，その発達は「メタファー的拡張」によると主張する。

(6) The obligation sense of have to predicates certain conditions on a willful agent : x is obliged to y. The epistemic sense is a metaphorical extension of obligation to apply to the truth of a proposition : X (a proposition) is obliged to be true. [Bybee and Pagliuca 1985, p. 73]

(7) My claim, then, is that an epistemic modality is metaphorically viewed as that real-world modality which is its closest parallel in force-dynamic structure. [Sweetser 1990, p. 59]

例えば，have to の場合は，「義務」の意味が命題の真実性に比喩的に拡張されて「ある命題X が真でなければならない」を意味するようになった場合に認識的用法が発生するとする。他方，Traugott は，

(8) The process that best accounts for Tendency III is the shift from a conversational implicature to a conventional one. . . . In the case of the development of the epistemics from volitionals or deontics, there is strengthening of the subjective element, and of

focus on belief and knowledge : if I say *You had to go* in the obligation sense, I invite the inference that I believe you did go. Therefore, in *You had to have gone*, derived from *You had to go*, the inference of the speaker's belief in the truth of the complement is strengthened. [Traugott 1988, p. 411]

のように、傾向Ⅲは「語用論的強化」すなわち「会話的含意の慣用化」によって生じると主張する。例えば、「義務」の意味で *You had to go* と発話した場合、話し手が *You did go* 「確かにあなたは行った」と信じているという推論を聞き手に誘発する。したがって、*You had to go* から派生した *You had to have gone* では、話し手が「あなたが行った」ことが真であると信じているという推論が強化され、そこから「～にちがいない」という認識的用法が生じると主張する。

法副詞に関しても、Hanson (1987), Traugott (1989) は、本来法副詞は(9)に示したように様態の副詞であった (possibly, probably, evidently, apparently などの modal adverbs は元は manner adverbs であった)のが、語用論的強化によって認識的法性を表す意味を獲得していくと指摘する。

(9) Modal adverbs [cf. Hanson 1987]

- a. probably : 1535 Starkey Let., England p. xxx : You wrote so probably that hyt put me in a feare of daungerys to come.
'You wrote so believably that your words make me afraid of dangers to come.' (OED)

- b. evidently : 1429 Will Braybroke in Ess.AST 5:298 Yif thay finde euidently that i haue doon extorcion
'If they find from evidence that I have performed extortions' (MED)

- c. apparently : 1449 Pecock Repr. 497 : The sect of Basilidianis, whiche helden that Crist suffrid not verili his passion and his deeth, but apparentli and seemyngli oonli
'The sect of the Basilidians, which held that Christ suffered his passion not truly, but in appearance and semblance only' (MED)

例えば、(10)に示すように、probably は本来 plausibly の意であったのが、推論に基づく会話的含意が慣用化して「可能性」の意を獲得したと言う。

(10) In the case of *probably* meaning 'plausibly', again there is an inference from plausibility to possibility. [Traugott 1989, p. 51]

しかし Traugott その他の説明の問題点として「メタファー的拡張」、「語用論的強化」という説明法では、語の意味がなぜ propositional > textual > expressive という方向に変化するのか、すなわち、a) なぜ propositional → textual → expressive という順序なのか、b) なぜ語が

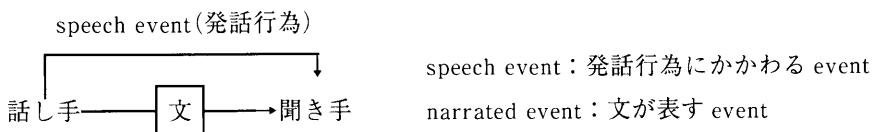
「談話構成的(textual)」な意味、「話者の命題の内容に対する主観的信念／態度を表す(expressive)」意味を発達させるのか、その必然性が説明できない、ということである。本稿ではこのなぜを、つまり、語が propositional > textual > expressive という順序でその意味を発達させていく必然性を、文の発話の意味分析に基づいて説明したいと思う。

2. 文の発話の意味分析¹⁾

2.1. 発話の意味構造

コミュニケーションの場においては、当然のことながら、話し手が文を発し、聞き手がそれを理解するということでコミュニケーションが行われる。その際、話し手から聞き手に伝えられる内容は、文が表す事態(event)だけでなく、話し手がその事態に対して抱いている心的態度(psychological attitude) [以下ではこれを命題態度と呼ぶ] も含まれる。本稿ではこの命題態度の伝達を、Searle (1979), Fraser (1983) などに従って発話行為と考えることにする。そうすると、文の発話には、次の(11)に示すように、文が表す event と、発話行為にかかわる event が関与しており、Hengeveld (1989) の用語を借りて前者を narrated event, 後者を speech event と呼ぶと、聞き手には文が表す narrated event と、発話行為にかかわる speech event の意味効果の二つの内容が伝達される。

(11) <文の発話>



叙述(predication)：文の意味の narrated event を表す部分

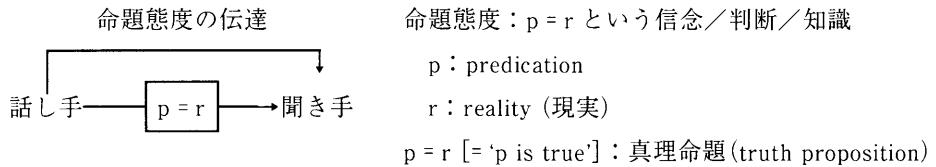
命題(proposition)：speech event の一要素を成し、聞き手に伝達される情報の内容としての資格を持つ文の意味（話し手の命題態度の対象となる文の意味）。

ここで注目すべきことは、発話の場で用いられる文は、narrated event を表す機能と、speech event の一要素を成し、話し手の命題態度を反映する意味機能、の二つの機能を持つことである。Dik, Hengeveld などオランダの機能文法学者たちの用語を借りて、文の意味の narrated event を表す部分を「叙述」(predication), 話し手の命題態度の対象として speech event の一要素を成し、話し手の命題態度を反映する部分を「命題」(proposition)と呼ぶことにする。

いま John is a fool. という平叙文の発話を考えると、(12)に示したように、この文には「ジョンは馬鹿である」という叙述(predication)が含まれており、この文の発話は、この叙述に加えて、この叙述が真であるという話し手の命題態度（すなわち、叙述が真であるという信念・

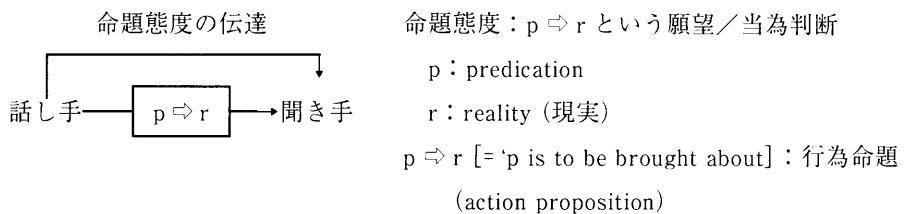
判断) を聞き手に伝達する。

(12) <平叙文の発話>



この場合の命題は「叙述が真である (p is true)」というものである。この命題を「真理命題」(truth proposition)と呼ぶことにする。一方、Come here. という命令文は「あなたがここに来る」という叙述を含み、この文の発話はこの叙述の内容に加えて、(13)に示したように、この叙述の内容を実現してほしい（実現すべきだ）という話し手の命題態度を聞き手に伝達する。この場合の命題は「叙述が実現されるべきである (p is to be brought about)」であり、この命題を以下では「行為命題」(action proposition)と呼ぶことにする。

(13) <命令文の発話>



このように文の発話の内容を命題と命題態度の伝達と分析すると、文の発話によって伝達される意味は(14)のようになる。

(14) 文の発話によって伝えられる意味：伝達（命題態度（命題））

11

発話行為の意味効果 (=発話の力)

文の発話の意味内容を命題態度の伝達（すなわち、発話行為）の部分と命題部分に分けて表示すると、平叙文と命令文の発話の意味構造はそれぞれ(15)、(16)のようになる。

(15) 平叙文の発話の意味構造: IP (PA (TM (p)))
発話行為部 命題部

(16) 命令文の発話の意味構造: IP (PA (AM (p)))
発話行為部 命題部

(注)「伝達」の意味効果=発話の目的(illocutionary point [intention]) [JP]

「命題態度」=命題に対する話」手の心的態度(propositional attitude)「PA」

「命題部」=真理命題(truth proposition)=真理的法性(truth modality) [TM] + p または
行為命題(action proposition)=行為的法性(action modality) [AM] +

¹ 発話の意味構造の発話行為部は発話の目的(illocutionary point, IP)と命題態度(propositional

attitude, PA) に分かれ, 命題部は真理命題の場合は, 真理的法性(truth modality) [= it is true that] + 叙述(p), 行為命題の場合は, 行為的法性(action modality) [= p is to be brought about] + 叙述(p)と分かれることになる。

2.2. 発話行為, 命題態度の種類

さて, ここで命題態度について説明しておかねばならない。命題態度に関しては, Fraser (1983), Bach and Harnish (1979) に従うと次に示すように信念, 願望, 意志, 評価の4種に分類される²⁾。

- a) 信念(belief) : 命題の表す事柄が真(事実)であるという信念／認識／判断
- b) 願望(desire) : 命題が表す行為を聞き手に実行してもらいたいという願望, または
それが聞き手によって実行されるべきだという当為判断
- c) 意志(intention) : 命題が表す行為を話し手自らが実行しようという意志
- d) 評価(evaluation) : 命題が表す事実に対する話し手の心的評価

さらに, 発話行為はこれら4種類の命題態度を伝達するところから, 1) 陳述表示型, 2) 行為指導型, 3) 行為拘束型, 4) 感情表明型の4つのタイプに分類される。

- 1) 陳述表示型: 命題内容が真であるという話し手の「信念」を聞き手に伝達し, 知らせることを発話の目的とするもの。
[この型の SA (発話行為) 動詞の例: admit, agree, assert, claim, declare, inform, maintain, predict, prophesy, report, say, state, tell]
- 2) 行為指導型: 命題の表す行為を聞き手に実行してもらいたい(聞き手が実行すべきだ)
という話し手の「願望(当為判断)」を, 実行させるよう聞き手に仕向けることを発話の目的とするもの
[この型の SA 動詞の例: ask, beg, command, demand, implore, instruct, order, permit, plead, prohibit, question, request, require, solicit]
- 3) 行為拘束型: 話し手が命題の表す行為を自ら実行しようという「意志」を持ち, その「意志」を表明し, 行為の実行を請け合うことを発話の目的とするもの。
[この型の SA 動詞の例: bet, guarantee, offer, pledge, promise, swear]
- 4) 感情表明型: 話し手が命題の表す事柄に対してなんらかの「心的評価」を持ち, それを聞き手に表明することを発話の目的とするもの。
[この型の SA 動詞の例: apologize, compliment, condole, deplore, thank]

3. 法助動詞の多義性の説明（その1）—基本的用法

3.1. 補文の意味特性

ここで、以上のような文の発話の意味構造の分析に基づいた法助動詞の多義性の説明、まずはその基本的用法の説明に移る。本稿での中心的な仮定は、法助動詞を含む文の持つ意味構造は、補文を含む複文の意味構造に類似しており、意味構造上は法助動詞が主節に相当し、法助動詞以外の主部・述部が補文に相当すると考えることである。そして、この仮定に従い、次のb)に示したように、「法助動詞を含む文の法助動詞以外の部分は、補文と同様の意味特性を持ち、従って、法助動詞の基本的用法は補文の性格を持つその部分の意味特性によって決定される」と考えることにより、法助動詞の基本的用法が適切に説明できることを論じる。

- a) 補文はその意味特性により、叙述(predication)であるもの、および話し手その他の人物の命題態度を反映する命題(proposition)であるものに分類される。
- b) 法助動詞を含む文の法助動詞以外の部分は補文と同様の意味特性を持ち、従って、法助動詞の基本的用法は補文の性格を持つその部分の意味特性によって決定される。

3.2. 補文の種類

ところで、一般的に、補文の意味内容は、3.1節のa)に述べたように、叙述(predication)であるもの、および話し手その他の人物の命題態度を反映する命題(proposition)であるものに分類される。

- 1) 叙述であるもの(使役動詞、知覚動詞等の補文) :

(17) John saw/heard Mary play the piano. (cf. John saw/heard that Mary was sick.)

真理命題

- 2) 真理命題であるもの(「信念」(belief)という命題態度を表す述語、ないしはその命題態度にかかる發話行為を表すSA動詞の補文) :

(18) John believes/thinks that Mary is a liar. / It is evident/clear that Mary told me a lie. / John admitted/said that he was wrong.

- 3) 行為命題であるもの(「願望(当為判断)」(desire)または「意志」(intention)という命題態度を表す述語、ないしはその命題態度にかかる發話行為を表すSA動詞の補文) :

(19) I desire that he come home soon. / It is necessary that we go at once. / He asked/told me to help him. / He promised that he would pay me back.

- 4) 事実命題であるもの(「評価」(evaluation)という命題態度を表す述語、ないしはその命題態度にかかる發話行為を表すSA動詞の補文) :

(20) I regret that she left so soon. / It is surprising that Mary told me such a lie.

「叙述」であるものは、(17)に見るように知覚動詞・使役動詞の補文がその例である。知覚動詞・使役動詞の補文は単なる出来事のみを表すからである。同じ知覚動詞でも（ ）内に示したように that 節を補文として取る場合は Mary was sick という状態が事実であることを「了解する・耳にする」意味となり、この場合の補文は単なる状態を表す「叙述」ではなくて、その叙述が真であるということを表す「真理命題」である。

命題を表す補文には、まず上の2), 3) に示したようにその意味が「真理命題」であるもの、「行為命題」であるものがある。「真理命題」であるものは、(18)にその例を見るように「信念」という命題態度を表す述語、ないしはその命題態度にかかる発話行為を表す発話行為(SA)動詞の補文がその例となる。行為命題であるものの例は、(19)に見るように「願望(当為判断)」または「意志」という命題態度を表す述語、ないしはその命題態度にかかる発話行為を表す SA 動詞の補文である。命題を表す補文にはもう一つ、4) の例文(20)にみる事実命題であるものがあるが、これはいわゆる factive clause(叙実節)である。ただ、この節は法助動詞の用法と直接かかわりを持たないのでここではこれ以上詳しく述べない。

3.3. 補文の種類によって説明される動詞の多義性と法助動詞の3つの基本的用法

このように補文の意味に、「叙述」、「真理命題」、「行為命題」という区別を認めると、まず、次の例文(21)～(27)に示したように発話行為(SA)動詞や知覚動詞の多義性が説明できる。

<SA動詞>

- (21)a. He told me/said to me that he didn't feel well. [TM(p)] (真理命題)
 - b. He told me/said for me to go away. [AM(p)] (行為命題)
- (22)a. She insisted that her daughter always came home early. [TM(p)]
 - b. She insisted that her daughter (should) always come home early. [AM(p)]
- (23)a. We agreed that he was guilty. [TM(p)]
 - b. We agreed to take the first train. [AM(p)]
- (24)a. I persuaded her that he was sincere. [TM(p)]
 - b. I persuaded her to give up the plan. [AM(p)]
- (25)a. Do you suggest that I am lying? [TM(p)]
 - b. I suggested that we start early. [AM(p)]

<知覚動詞>

- (26)a. I see him come. [(p)]
 - b. I see that he is joking. [TM(p)]
- (27)a. I hear her sing. [(p)]
 - b. I hear that business is picking up. [TM(p)]

例えば、tell, say は真理命題を補文として取る場合は「伝達動詞」(陳述表示型の発話行為を

遂行するもの) であり、行為命題を補文として取る場合は「命令する」意味の行為指導型の発話行為動詞となる。他の動詞の場合も、真理命題を補文に取る場合は陳述表示型の発話行為を遂行する「伝達動詞」であり、行為命題を補文に取る場合は行為指導型の意味を持つ。知覚動詞の場合は、すでに述べたように、叙述を補文として取る場合が純粋の知覚動詞であり、他方真理命題を補文として取る場合は認識動詞(verb of cognition)として機能する。同じ観点から法助動詞の用法を考察すると、法助動詞も発話行為(SA)動詞や知覚動詞の場合と同様、その用法の種類は次に示すように、法助動詞が真理命題を従える場合が認識的用法、行為命題を従える場合が義務的用法、叙述を従える場合が動的用法と見なすことができる。

<法助動詞の基本的用法>

認識的用法(epistemic use) : Modal (TM(p))

義務的用法(deontic use) : Modal (AM(p))

動的用法 (dynamic use) : Modal (p)

may : POSSIBLE

must : NECESSARY

いま may/must の基本的意味が POSSIBLE/NECESSARY であるとして、(28a)に見るように、John may/must be guilty. の John-be-guilty の部分が真理命題であるとする。そうすると、John may/must be guilty. の意味は It is POSSIBLE/NECESSARY that it is true that John is guilty. > It is possibly/necessarily true that John is guilty. 「ジョンが有罪であることが真であり得る・必然的に真である、すなわち、ジョンは有罪かもしれない・違いない」という認識的意味となる。b. John may/must go home. の John-go-home が行為命題である場合には Some deontic source (すなわち、義務の源) makes it POSSIBLE/NECESSARY for John to bring about that he go home. > John is permitted/required to go home. となり、義務・許可の意味、すなわち義務的用法が生じる。さらに c. The word may/must be used as a noun. の the-word-be-used-as-a-noun が叙述である場合は、この文は It is POSSIBLE/NECESSARY to use the word as a noun. とパラフレーズでき、この場合は叙述が表す行為の実行が単に可能・必要であることを表すことになり、「行為実行の可能性・必要性」という動的用法の意が生じる。

- (28) a. John may/must be guilty. [= It is POSSIBLE/NECESSARY that it is true that John is guilty. > It is possibly/necessarily true that John is guilty.]
- b. John may/must go home. [= Some deontic source makes it POSSIBLE/NECESSARY for John to bring about that he go home. > John is permitted/required to go home.]
- c. The word may/must be used as a noun. [= It is POSSIBLE/NECESSARY to use the word as a noun.]

It may/must be done. の場合も同様に、(29)に示すように、同じ it-be-done の部分が真理命題、行為命題、叙述のいずれにも解釈可能であることによって、この文の法助動詞が認識的、義務的、動的用法のいずれにも解釈できることが説明できる。

(29) It may/must be done.

- i) It is possibly/necessarily true that it will be done. [it-be-done = TM(p)]
- ii) One is permitted/required to do it. [it-be-done = AM(p)]
- iii) It is possible/necessary to do it. [it-be-done = (p)]

4. 法助動詞の多義性の説明（その2）一主観的用法と客観的用法

4.1. 主観的認識的法性の由来

4.1.1. 主張される(*asserted*)意味と含意される(*implied*)意味

上で、法助動詞の基本的用法は補文が一般に持ち得る意味特性によって説明でき、また、その意味特性から法助動詞の基本的用法が3種であることが予測できることを述べた。ここでさらに、これらの基本的用法に主観的な用法と客観的な用法の区別が生じることを発話の意味構造から予測できることを述べたい。紙幅の関係で主観的な義務的用法（すなわち、遂行的義務的用法）の由来についての説明は割愛し、主観的認識的用法の発生についてのみ述べる。

(30)のような法表現を含まない定言的平叙文で、例えば、aの文の発話の意味構造は発話の目的(IP)を'I SAY to you'、命題態度(PA)を'I BELIEVE'、真理命題を(TM(p))と表すと(30c)のように表示できる。

(30) a. He is an idiot. b. He came running. [定言的平叙文]

c. I SAY to you (I BELIEVE 《(TRUE (he Tns be an idiot)》)

IP	PA	TM	p
----	----	----	---

(注)《 》はそれに囲まれた部分が主張される(*asserted*)ことを、他の部分が含意される(*implied*)ことを表す。

定言的平叙文は、普通、叙述の内容が真であること、言い換えると真理命題の主張であるので、(30a)の文の発話によって主張されるのは通常この発話の意味構造の真理命題の部分で、IP、PAの内容は含意として伝達されると考えられる。しかし、Kiparsky and Kiparsky (1971)によると、(30a)の文は二通りに曖昧で、例えば、(31)を見るように He's an idiot. と言う話者Aに対し、話者Bは Is that a fact or is that just your opinion? と聞き返すことができる。話者Bは、話者Aの発言が事実の報告（すなわち、真理命題の陳述）と、話者自身の意見の陳述（すなわち、命題態度の陳述）のいずれであるかを問うているのである。また、(32a)のように理由を問う疑問文の場合も、「なぜそれが事実であるのか」という意味と「なぜそう思うのか」という意味、つまり叙述の内容が真である理由と、真であると話者が判断する理由を尋ねる場合とで曖昧と解釈される。

(31) Speaker A : He's an idiot. [cf. Kiparsky and Kiparsky 1971, p. 367]

Speaker B : Is that a fact or is that just your opinion?

- (32) a. Why is he an idiot? i) = Why is it a fact that he is an idiot?
ii) = Why do you think that he is an idiot?
b. i) Because his brain lacks oxygen. [explanation]
ii) Because he failed this simple test for the third time. [evidence]

このように、定言的平叙文は本来的に事実の報告（真理命題の陳述）と意見の陳述（命題態度の陳述）の二通りの解釈を持つと考えられるが、発話の意味構造分析に基づくと、この二通りの意味は、(33)に示すように、文脈により、発話の意味構造の真理命題部分のみが主張されていると解釈される場合と、話者の命題態度(PA)までも含めて主張されていると解釈される場合があるが故に生じる、ということになる。

- (33) i) I SAY to you (I BELIEVE 《(TRUE (he Tns be an idiot))》 [= It is true that he is an idiot.] [事実の報告=命題の主張]
ii) I SAY to you 《(I BELIEVE-TRUE (he Tns be an idiot))》 [= I believe it true (or I think) that he is an idiot.] [意見の陳述=命題態度の主張]

そしてさらに、次に述べるように、問題の主観的認識的用法は定言的平叙文が潜在的に持つ「命題態度の陳述（主張）」という機能から生じてくると説明できる。

4.1.2. IP, PA の顕現化

法表現を含まない定言的平叙文の発話は、上述のように、通常は真理命題の主張であり、その発話の意味構造に含まれる IP, PA は含意としてのみ伝達される。ところが、文脈により、発話の目的(IP)や命題態度(PA)が、例えば今まで述べた場合のように、主張される意味の中に含まれる場合が存在する。このように、普通は含意されるだけである（言語表現によって表明されない）定言的平叙文の IP, PA がなんらかの理由により、表明される意味同様、主張される意味となることを「顕現化」と呼ぶことにする³⁾。顕現化は(34a)に示したように、(30a)に because, if に導かれた副詞節が付いた場合に、より明確に生じる。

- (34) a. He is an idiot, because/if he failed this simple test for the third time. [= I believe it true that he is an idiot, because/if . . .]
b. I SAY to you (I BELIEVE (TRUE (he Tns be an idiot))
↑
because/if he failed this simple test . . .

この場合は副詞節が He is an idiot が真であるという判断（つまり、命題態度）を話し手が持つに至った理由を述べるものであるから、(34a)の主節は「ジョンは馬鹿であると思う」という話し手の命題態度が顕現化されているという解釈にならざるを得ない。この場合は(34b)に示したように、副詞節は主節の発話の意味構造の命題態度PAを修飾していると考えられる。同様に、(35a, b)に示した法副詞、法助動詞を含む文においてはそれらの表現が、(35b)に示

したように、主節の発話の意味構造の命題態度 PA の部分を修飾すると考えられ、「I believe it possibly/necessarily true that ...」という意味となって PA の顕現化が生じる。

- (35) a. Possibly he is an idiot. b. He must be an idiot.
 b. I SAY to you (I BELIEVE (TRUE (He Tns be an idiot)))



possibly/must

[主観的認識的法性の顕現化]

そしてそれ故、法副詞・法助動詞は話し手の命題態度を顕現化することによって主観的認識的法性を表すと言うことができる。

なお、顕現化に関しては、(37)に示したようにIP修飾の副詞が付いた場合には Honestly/Frankly が「正直・率直に言うと(Honestly/Frankly speaking)」の意となり、IP の顕現化も生じる。結局(36)にまとめたように、IP, PA は修飾語が付くと顕現化するという原則を立てることができ、これにより、法副詞や法助動詞は(38)に示したように、PA 修飾語として機能し、それ故、主観的認識的法性を表す、と言うことができる。

<IP, PA の顕現化>

- (36) IP, PA のいずれかを修飾する要素が付加された場合、その意味（効果）が顕現化される（修飾語付加による顕現化の原則）

- (37) a. Honestly/Frankly, John is serious. [IPの修飾]

b. 《I SAY to you honestly/frankly》< I BELIEVE 《(TRUE (John Tns be serious))》

- (38) a. Certainly/Maybe/Probably John is serious. [PAの修飾]

b. I SAY to you 《(I BELIEVE it certainly/maybe/probably TRUE that John Tns be serious)》

4.2. 法助動詞の主観的認識的用法と客観的認識的用法

ここで Lyons (1977, 1982) や Traugott (1989) が指摘している客観的認識的用法と主観的認識的用法の区別がどこから生じるかについて触れておきたい。現代英語では、可能性、必然性を表す認識的用法の法助動詞 can, may, must, need/have to のうち、must, may は主観的認識的法性を、can, need/have to は客観的認識的法性を表す。これら二種類の法性の相違点は、前者が否定、疑問の対象になり得ないのでに対し、後者は否定、疑問の対象となるという点である。すなわち、主観的認識的用法の法助動詞はそれ自体の意味が否定されることはなく、また疑問文中で用い得ないのでに対し、客観的認識的用法の法助動詞はそれ自体の意味が否定され得るし、また疑問文中で用い得る。

- (39) a. John may/must not have been there. [may/mustの意味は否定されず、否定されているのは叙述の部分]

b. *May/*Must John have been there?

- (40) a. It can't/needn't be true. [can/need の意味が否定されている]

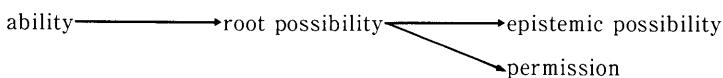
- b. Can/Need it be true?

このような客観的認識的用法と主観的認識的用法の相違は本稿では次のように説明する。(40)にみる客観的認識的用法の法助動詞は、(39)の主観的認識的用法の法助動詞と異なり、話し手の命題態度を修飾するものではなく、真理命題の命題的法性 TRUE の部分のみを修飾すると考え、そうすると、客観的認識的用法の法助動詞は、上で話し手の命題態度を顕現化すると述べた主観的認識的用法の法助動詞と異なって、話し手の命題態度を顕現化しないことになり、ここから両者の違いが生まれる。命題態度を顕現化する主観的法助動詞は話し手の主観を表明するものであるので、当然、否定や疑問の対象にはならず、他方、客観的法助動詞は話し手の主観から独立した命題部（上の§2.1.の説明を参照）に含まれる意味を表すので、否定や疑問の対象となり得る⁴⁾。

5.まとめ

Bybee and Pagliuca (1985), Bybee et al. (1994) では can/may のような「可能」の意味の法助動詞は、(44)に示すように、主語（動作主）指向的な「能力」の意から認識的法性や義務的法性の意を発達させる過程で 'root possibility' を発達させ、その意味から認識的可能性や許可の意味を発達させると主張する。

- (44) <「可能」の意の法表現の意味変化の過程 [Bybee, et al. 1994, p. 199]>



Root possibility とは、(45)の文の[]内のパラフレーズで示したように、'it is possible for-to' の意味、すなわち、動作主が何かをすることが（その能力によるというのではなく）何らかの事情で可能である、という意味を言う。

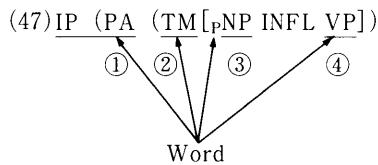
- (45) John can/may come here. [=It is possible for John to come here.]

この意味は、言い換えると、叙述 [例えば、(45)で言うと John-come-here] の内容を実現することの可能性ということである。従って、「意味の一般化」というのは主語指向的意味から叙述指向的意味を発達させることであり、さらにそこから認識的意味、義務的意味という「命題態度の意味」が発達するというのが、(44)の意味するところであると考えられる。

- (46) 主語（動作主）指向的意味 → 叙述指向的意味 → 命題態度的意味

(subject (agent)-oriented) (predication-oriented) (proposition-attitudinal)

(44), (46)に示された法助動詞の意味発達の過程は、発話の意味構造を用い、その叙述(p)の詳細を示して図示すると(47)のように示すことができる。



法助動詞の意味変化は、発話の意味構造分析に基づくと、本来本動詞であった法助動詞は、一般の本動詞同様、④に示した VP を作用域とした主語（動作主）指向的意味を表すものであったのが、助動詞の機能を持つに至り、③に示した叙述指向的意味を獲得し、そこからさらに②に示した客観的認識的法性、さらには①に示した主観的認識的法性や発話行為を遂行する義務的法性の意味を獲得するように発達するということである。そして、この発達の過程は発話の意味構造分析を用いると

(48) 法助動詞の意味変化 : ④ → ③ → ② → ①

のように、(47)における内部の構造から外側の構造にかかわる意味へと発達したと、明確にその発達を跡づけることができるということであり、さらには、Traugott, Bybee その他の分析と異なり、発達の方向を発話の意味構造分析は理論的に予測することが可能である。また、(47), (48)に示した法助動詞の意味の発達は定言的平叙文の発話の意味構造から予測されると言う本稿の主張は、例えば、John came here. という定言的平叙文の意味解釈に次の 4 通りの可能性があることに示されているということを指摘しておきたい⁵⁾。

(49) John came here. の 4 通りの意味解釈

④ 主語（動作主）指向的 (subject (agent)-oriented) : John came here. [= John brought it about that he came here.]

③ 叙述指向的 (predication-oriented) : It happened that John came here.

② 客観的認識的 (objective epistemic) : It is true that John came here.

① 主観的認識的 (subjective epistemic) : I believe it true that John came here.

すなわち、(47), (48)の法助動詞意味変化の可能性は、そっくり、(49)の定言的平叙文の④から①の解釈の可能性に示されているということである。

注

- 1) 本稿の文の発話の意味分析は Lyons (1977), Searle (1979), Bach and Harnish (1979), Fraser (1983), Allan (1986), Dik (1989), Hengeveld (1989), Vanderveken (1990)などの説を参考している。
- 2) 発話行為は i) 対人的行為 (interpersonal acts) と ii) 宣言的行為 (declaratory acts) の 2 種類に分類され、前者は、さらに、陳述表示型、行為指導型、行為拘束型、感情表明型の 4 つの型に下位区分される。ここでの 4 種類の命題態度は前者の対人的発話行為の 4 つの型に対応するものである。
- 3) 顕現化についてのさらに詳しくは中野 (1990, 1993) を参照。
- 4) 主観的法助動詞と客観的法助動詞の否定・疑問に関わる相違については詳しくは中野 (1993, Ch. 3) を参照。
- 5) これら 4 通りの解釈の可能性はそれぞれ次のような場合と考えられる。まず、④は、(49)が What

did John do? の返答として発せられた場合の解釈であり、③は、(49)が What happened? の返答として発せられた場合の解釈であると考えられる。さらに、②は

(i) Speaker A : John didn't come here yesterday.

Speaker B : Yes, John came here (, all right). [いや、ジョンは（ちゃんと）ここに来ました]

[= Yes, it is true that John came here (, all right).]

のような文脈での(49)の解釈と考えられ、①は、

(ii) Since his coat is left here, John came here. [= Since his coat is left here, I believe it true/I guess that he came here.]

のような文脈での(49)John came here の解釈である。

References

- Allan, K. (1986) *Linguistic Meaning*. London and New York : Routledge & Kegan Paul.
- Back, K. and R. M. Harnish (1979) *Linguistic Communication and Speech Acts*. Cambridge, Mass. : The MIT Press.
- Bybee, J. and W. Pagliuca (1985) "Cross-linguistic Comparison and the development of Grammatical Meaning," in J. Fisiak, ed., *Historical Semantics and Historical Word-formation*. Berlin : Mouton.
- Bybee, J., R. Perkins and W. Pagliuca (1994) *The Evolution of Grammar*. Chicago and London : The University of Chicago Press.
- Dik, S. C. (1989) *The Theory of Functional Grammar*. Dordrecht : Foris.
- Fraser, B. (1983) "The Domain of Pragmatics," in J. Richards and W. Schmidt, eds., *Language and Communication*. London and New York : Longman.
- Hanson, K. (1987) "On Subjectivity and the History of Epistemic Expressions in English," *CLS* 23, 132-47.
- Hengeveld, K. (1989) "Layers and Operators in Functional Grammar," *Journal of Linguistics* 25, 127-157.
- Kiparsky, H. and C. Kiparsky (1971) "Fact," in D. D. Steinberg and L. A. Jakobovits, eds., *Semantics*. Cambridge : Cambridge University Press.
- Lyons, J. (1977) *Semantics*. Cambridge : Cambridge University Press.
- _____ (1982) "Deixis and Subjectivity," in R.J. Jarvlla and W. Klein eds., *Speech, Place, and Action*. London : John Wiley & Sons.
- 中野弘三(1990)「認識法性の由來」 澤田治美ほか(編)『ことばと文学と文化と——安藤貞雄博士退官記念論文集』 東京：英潮社 pp. 121-42.
- _____ (1993)『英語法助動詞の意味論』 東京：英潮社
- Searle, J. (1979) *Expression and Meaning*. Cambridge : Cambridge University Press.
- Sweetser, E. (1990) *From Etymology to Pragmatics : Metaphorical and Cultural Aspects of Semantic Structure*. Cambridge : Cambridge University Press.
- Traugott, E.C. (1982) "From Propositional to Textual and Expressive Meanings : Some Semantic-Pragmatic Aspects of Grammaticalization," in W. P. Lehmann and Y. Malkiel, eds., *Perspectives on Historical Linguistics*. Amsterdam and Philadelphia : John Benjamins.
- _____ (1986) "From Polysemy to Internal Semantic Reconstruction," *BLS* 12, 538-550.
- _____ (1988) "Pragmatic Strengthening and Grammaticalization," *BLS* 14, 406-16.
- _____ (1989) "On the Rise of Epistemic Meanings in English : An Example of Subjectification in Semantic Change," *Language* 65, 31-55.
- Vanderveken, D. (1990) *Meaning and Speech Acts*. Cambridge : Cambridge University Press.